

2023年10月2日
東京藝術大学大学院音楽研究科

**2025年度東京藝術大学大学院音楽研究科（修士課程）学生募集における
音楽文化学専攻音楽教育研究分野「社会人入試」志願者の出願資格変更について（予告）**

東京藝術大学大学院音楽研究科（修士課程）学生募集における音楽文化学専攻音楽教育研究分野「社会人入試」志願者の出願資格について、2025年度入試から、下記のとおり変更する

○東京藝術大学大学院音楽研究科（修士課程）

音楽文化学専攻音楽教育研究分野「社会人入試」志願者の出願資格（2024年度募集要項 P.3 参照）

新	旧
<p>●音楽教育研究分野「社会人入試」志願者の出願資格は以下のとおりとする。</p> <p>上記「Ⅲ 出願資格」に該当し、現職教員及び教育関係諸機関に在職している者(*1)で、出願時において常勤の職にあって、3年以上の経験(*2)を有する者、または出願時において非常勤の職にあり、本学の定める要件を満たしていると認められる者(*3)。</p> <p>*1 「現職教員及び教育関係諸機関に在職している者」とは、以下の(a)~(g)のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>(a) 学校教育法（1947年法律第26号）第1条に規定する学校の教員 (b) 教育公務員特例法（1949年法律第1号）第2条に規定する教育公務員 (c) 学校教育法（1947年法律第26号）第124条に規定する専修学校の教員 (d) 学校教育に類する教育を行うもののうち、他の法律に特別の規定がある機関で教育又は研究の職に従事している者 (e) 教育相談機関において、教育相談又はカウンセリングの職に従事している者 <u>(f) 「社会教育主事補の職と同等以上の職及び社会教育に係のある事業における業務であって、社会教育主事として必要な知識又は技能の習得に資するもの並びに教育に関する職の指定（平成八年八月二八日文部省告示第一四八号）」第一号1~7に示された職に従事している者</u> (g) 障害児（者）の社会福祉施設・機関において、教育、指導、療育又はセラピーの職に従事している者</p> <p>*2 経験年月数について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経験月数が1か月未満の場合は、1か月に切り上げて算出する。 ・休職期間は、経験年月数に算入しない。 <p>*3 非常勤の職にある者は、以下のイからニの要件をすべて満たしている場合、社会人入試の対象となる。詳細については事前に音楽学部学生募集係まで問い合わせること。</p> <p>(イ) 本人の従事する職務内容が、常勤の現職教員等が本務とする教育・指導・研究等に準じたものであること。 (ロ) 出願時において、教育等の経験年数が3年以上であること。 (ハ) 上記(ロ)の最低経験年数（3年）にわたって、1週間あたりの勤務時間が12時間以上であること。勤務先が複数の場合は合算して12時間以上であること。 (ニ) 勤務の内容及び様態について、勤務先ごとに在職機関の責任ある者の証明が得られること。</p>	<p>●音楽教育研究分野「社会人入試」志願者の出願資格は以下のとおりとする。</p> <p>上記「Ⅲ 出願資格」に該当し、現職教員及び教育関係諸機関に在職している者(*1)で、出願時において常勤の職にあって、3年以上の経験(*2)を有する者、または出願時において非常勤の職にあり、本学の定める要件を満たしていると認められる者(*3)。</p> <p>*1 「現職教員及び教育関係諸機関に在職している者」とは、以下の(a)~(g)のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>(a) 学校教育法（1947年法律第26号）第1条に規定する学校の教員 (b) 教育公務員特例法（1949年法律第1号）第2条に規定する教育公務員 (c) 学校教育法（1947年法律第26号）第124条に規定する専修学校の教員 (d) 学校教育に類する教育を行うもののうち、他の法律に特別の規定がある機関で教育又は研究の職に従事している者 (e) 教育相談機関において、教育相談又はカウンセリングの職に従事している者 <u>(f) 社会教育施設等の教育機関で教育又は研究の職に従事している者</u></p> <p>(g) 障害児（者）の社会福祉施設・機関において、教育、指導、療育又はセラピーの職に従事している者</p> <p>*2 経験年月数について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経験月数が1か月未満の場合は、1か月に切り上げて算出する。 ・休職期間は、経験年月数に算入しない。 <p>*3 非常勤の職にある者は、以下のイからニの要件をすべて満たしている場合、社会人入試の対象となる。詳細については事前に音楽学部学生募集係まで問い合わせること。</p> <p>(イ) 本人の従事する職務内容が、常勤の現職教員等が本務とする教育・指導・研究等に準じたものであること。 (ロ) 出願時において、教育等の経験年数が3年以上であること。 (ハ) 上記(ロ)の最低経験年数（3年）にわたって、1週間あたりの勤務時間が12時間以上であること。勤務先が複数の場合は合算して12時間以上であること。 (ニ) 勤務の内容及び様態について、勤務先ごとに在職機関の責任ある者の証明が得られること。</p>

※赤字下線箇所が変更箇所です